

# 道路の占用について

## 道路はみんなのものです

問合せ 土木課管理係

道路は、一般の自由な通行を本来の目的とするものですが、通行の用以外にもライフラインとなる上下水道管、ガス管、電柱、電線などの施設を道路の地上、地下または上空に継続的に設置する占用という行為があります。

道路を占用することは、多少なりとも通行の支障になることから、道路管理者の許可が必要になります。

市が道路法に基づき管理する道路を占用する場合は、市道の道路管理者である市長の許可を受ける必要があります。例えば、上下水道管、ガス管などの設置、工場用の足場や仮囲いなども対象となりますので、道路占用の申請して許可を受けてください。

道路占用の申請書類は、市ホームページから入手できます。なお、占用に際しては「碧南市道路占用料条例」に基づいた占用料を徴収します。

# 納期限のお知らせ

問合せ 税務課管理係

6月30日(金)は市県民税(普通徴収)第1期の納期限です。納付場所は、納付書裏面に記載された金融機関、コンビニエンスストアです。納付書を紛失した場合は税務課窓口で再発行します。

納税のこよみ

納期限	税金の種類
6月30日(金)	市県民税(普通徴収)第1期
7月31日(月)	固定資産税・都市計画税第2期 国民健康保険税第1期
8月31日(木)	市県民税(普通徴収)第2期 国民健康保険税第2期
10月2日(月)	国民健康保険税第3期
10月31日(火)	市県民税(普通徴収)第3期 国民健康保険税第4期
11月30日(木)	国民健康保険税第5期
12月25日(月)	固定資産税・都市計画税第3期 国民健康保険税第6期
平成30年 1月31日(水)	市県民税(普通徴収)第4期 国民健康保険税第7期
2月28日(水)	固定資産税・都市計画税第4期 国民健康保険税第8期

# 市税条例改正のお知らせ

地方税法の改正に伴い、市税条例が次のとおり改正されました。

## ①個人住民税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の延長

個人市民税における住宅ローン控除について、適用期限を平成33年12月31日までの2年半延長します。

	改正後	改正前
居住年月日	平成26年4月1日～ 平成33年12月31日	平成26年4月1日～ 平成31年6月30日
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円 内訳:市民税81,900円、 県民税54,600円)	

※上表の控除限度額は、8%または10%の消費税率で住宅を取得した場合に適用されます。

## ②軽自動車税環境性能割の新設

平成31年10月1日の消費税率10%への引上げを期に自動車取得税が廃止され、環境性能割が新設されます。

税率は燃費基準値達成度などに応じて、自家用は非課税・1%・2%、営業用は非課税・0.5%・1%となりますが、税率を決定する燃費基準値達成度などについては、技術開発の動向や地方財政への影響を踏まえ、2年毎に見直しがされます。

なお、賦課徴収事務などについては、当分のあいだは今までとおり県が行います。

## ③軽自動車税の賦課徴収の特例の追加

自動車製作者などの不正行為により納付不足額が発生した場合は、その者を所有者とみなして、不足額にその不足額の100分の10を乗じた金額を加算して課税します。

問合せ ①税務課市民税係②③税務課管理係